

姫路市道路位置指定申請要領及び指定基準

令和 4年 4月 1日

1 目的

この基準は、土地を建築物の敷地として利用するために築造する道について、市長が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による位置の指定（以下「道路位置指定」という。）をするため必要と認める基準その他の事項を定めることにより、法の目的達成を図るとともに、良好な住宅市街地の形成を確保することを目的とする。

2 総則

道路位置指定を受ける道（以下「指定道路」という。）に関する手続き及び基準について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）、昭和45年建設省告示第1837号（以下「告示」という。）及び姫路市建築基準法施行細則（昭和46規則第18号。以下「細則」という。）の規定によるもののほか、この要領及び基準によるものとする。

3 申請手続き

(1) 申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 道路位置指定申請書（細則様式第18号）

イ 位置指定図（A2用紙に納まるように承諾書（細則様式第19号）、付近見取図、地籍図（各種図面）、給排水計画図を添付したもの。）

ウ 協議関係書類

エ その他の添付書類

(2) 記載要領及び添付図書は、次に掲げるものとする。

ア 道路位置指定申請書

項 目	内 容
申 請 者	1 指定道路の築造主とする。 2 氏名又は名称及び代表者名を記入する。
代 理 人 及 び 図 面 作 成 者	1 他人の依頼を受け報酬を得る場合は、建築士又は行政書士など適切な資格を要する。 2 委任状を添付する。 3 図面作成者は原則として建築士、土地家屋調査士、測量士又は行政書士とする。 4 住所と氏名を記入する。
指 定 道 路 を 管 理 す る 者	1 指定道路を管理する者（以下「指定道路管理者」という。）を原則申請者とするが、申請者でない者とする場合は、その者の氏名を記名し、承諾印（法令の規定により登録されたものに限る。以下同じ。）を押印する。 2 印鑑証明書を添付する。
指 定 道 路 と な る 土 地 の 地 名 地 番	1 指定道路となる土地の所在及び地番を記入する。 2 一筆の一部の場合は「～の一部」と記入する。 3 里道等占用許可を得た部分を含む場合は「(地番)地先里道の一部」等と表記する。
指 定 道 路 の 面 積 幅 員 ・ 延 長	1 面積の単位は、平方メートルとし、表示は小数点以下第2位までとする。 2 幅員及び延長の単位は、メートルとし、表示は小数点以下第2位までとする。

	4 里道等占用許可を得た部分を含む場合は、「(内、里道部分〇〇m ²)」等と表記する。
--	---

イ 付近見取図

項 目	内 容
付 近 見 取 図	1 縮尺は1/2,500とする。 2 方位、申請指定道路の位置(朱書き)、付近の目標となる地物、街区及び既存道路等の状況を明確に図示する。 3 方位は北が上向きになるよう表示。

ウ 地籍図(各種図面)

項 目	内 容
平 面 図	1 縮尺は1/300以上とする。 2 方位は原則「真北」(白地図、磁石又は基準点測量などより求める。)を表示する。 3 計画敷地内及び計画敷地の周辺の表示 (1) 敷地周囲の長さ、地番界及び地番を記入する。 (2) 指定道路が接続する道路(以下「接続道路」という。)及びエに規定する開発区域と接する道の種別、位置及び幅員を明示する。 (3) 接続道路が、過去に道路位置指定を受けた道路(以下「既指定道路」という。)の場合は、その指定年月日及び番号を記入する。 (4) がけ、擁壁等の高低差、鉄道敷、町界及び河川等を図示する。 (5) 占用許可を得て設置する工作物がある場合は、当該許可の情報を表示 4 指定道路の表示 (1) 指定道路の幅員、延長、周囲の長さ及び境界の位置及び表示板設置個所を表示する。 (2) 指定道路の排水施設及び流末経路を図示する。
構 造 図	1 指定道路の縦断面図(縮尺1/300以上) 縦方向に高低のある場合は、その高低差及び勾配(12%以下)等を図示する。 2 指定道路の横断面図(縮尺1/50以上) 3 側溝、縁石、暗渠、マンホール、排水施設及び道路面の構造を図示する。(縮尺1/30以上) 4 擁壁等がある場合は、その断面を図示する。 5 既指定道路の取消しを受ける場合及び道路位置指定を受ける場合で新たに築造を要しないときは、省略できる。
求積図及び求積表	指定道路及び建物敷地の求積図及び求積表を記入する(平面図と同じ縮尺とすること。)
地 図 又 は 地図に準ずる図面(公図)	1 方位を記載する。 2 転写した年月日、場所及び転写した者の氏名を記載する。 3 指定道路の位置を朱線で記入する。 4 登記情報提供サービスにより取得したのもでも可。(登記情報提供サービスによるものである旨、提供を受けた日、提供を受けた者の氏名を明記すること。以下同じ。)。

エ 承諾書

項 目	内 容
-----	-----

承諾書	<p>1 指定道路となる土地の地名・地番に係る部分については、権利の種類別に権利者の住所（所在地）及び氏名（名称、代表者名）を記入し、承諾印を押印する。</p> <p>2 権利者が共有名義の場合は、全員を記入し承諾印を押印する。</p> <p>3 登記名義人が死亡し、相続登記がなされていない場合は、法定相続人全員を記入し承諾印を押印する。</p> <p>4 親権者、法定代理人又は公有地管理者のある場合は、これらの資格を権利の種類別に記入し承諾印を押印する。</p> <p>5 既指定道路の管理者の欄に「（既設道路管理者）」を明記する。</p>
承諾を必要とする範囲（権利者及び関係権利者）	<p>1 承諾を必要とする権利者</p> <p>(1) 指定道路の敷地となる土地の所有者及びその土地にある建築物若しくは工作物に関する所有権者、仮登記権者、抵当権者その他登記簿に記載されている権利者全て</p> <p>(2) 既指定道路を延長するときは、当該既指定道路（法第 42 条第 1 項第 5 号以外の道路に至るまでの全て）の部分の土地に関する全ての権利者</p> <p>(3) 指定道路管理者</p>
必要添付書類	<p>1 印鑑証明書</p> <p>(1) 権利者全員の印鑑証明書</p> <p>(2) 法人の場合は代表者の印鑑証明書と登記簿抄本又は資格証明書</p> <p>2 土地登記簿謄本等</p> <p>建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（以下「開発行為」という。）を行う区域（以下「開発区域」という。）の登記簿謄本（登記情報提供サービスより取得したものでも可）</p> <p>3 権利者の現住所と土地登記簿等に記載されている住所が相違している場合は、住民票抄本又は住居表示証明書</p>
添付する証明書等の発行期日	申請書に添付する各種証明書は、申請書受付の日から起算して 3 箇月以内に発行されたものとする。

オ 給水計画図及び排水計画図

項目	内容
給水施設 計画平面図	<p>1 縮尺は各 1/300 以上</p> <p>2 次の事項を計画図に色分けにて記入する。</p>
排水施設 計画平面図	<p>(1) 計画敷地境界線</p> <p>(2) 側溝（放流方向）</p> <p>(3) 道路雨水樹</p> <p>(4) 管の種類</p>
排水施設 縦断図	<p>(5) 管径</p> <p>(6) 宅地雨水樹</p> <p>(7) マンホール</p> <p>(8) 雨水管、污水管</p>

カ 協議関係書類

項目	内容
下協議確認書	指定道路及び宅地の築造について様式（参考 3）記載の関係各課の担当者と協議を行う

<p>区域外関係者協議 結果報告書</p>	<p>1 説明協議(2に掲げる内容について説明し、協議することをいう。以下同じ。)を必要とする者(以下、「区域外関係者」という。)</p> <p>(1) 開発区域が存する地区の自治会長及び水利組合長等</p> <p>(2) 開発区域及び開発行為に関連して築造する工作物等が接する土地及び当該土地に存する建築物の所有者</p> <p>(3) 指定道路の終端が、公園、広場その他これらに類するものに接続する場合は、それらの管理者</p> <p>(4) 給排水管の土中埋設をする土地の権利者</p> <p>(5) その他、市長が開発行為に関する事業(以下、「開発事業」という。)に関して利害を有すると認めた者</p> <p>ただし、説明協議の要否に関し支障が無いと認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 説明協議する事項</p> <p>(1) 開発事業の計画</p> <p>(2) 開発事業の日程、工法、作業方法、安全対策及び周辺への環境対策</p> <p>(3) 区域外関係者が、開発事業の計画に関し協議が必要と認めて求める事項</p> <p>3 説明協議に関する結果報告</p> <p>(1) 説明協議に関する結果を記載した報告書(様式(参考4)参照)を作成し、提出するものとする。ただし、区域外関係者との協議に関する報告書に代えて区域外関係者が開発事業の計画に関し承諾する旨の書面等を提出した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 前号の承諾する旨の書面は、所有者等(法人は除く。)の自署、認印によることができる。</p> <p>(3) 市長は、申請者より提出された区域外関係者との協議に関する報告書の内容では開発事業に関する説明、協議が不十分であると認めたときは、再度、区域外関係者との説明協議を求めるものとする。</p>
---------------------------	---

キ その他の添付書類

- a) 開発行為に関する誓約書(様式(参考2))
- b) 指定道路の築造に関連し、法令の規定による許可、承諾等が必要な場合は当該許可証等の写し
- c) 開発区域の延長の計画がある場合は、土地利用の全容が確認できる計画図
- d) 既に建築されている建築物の周囲において、道路位置指定の申請を行う場合は、当該建築物の建蔽率、容積率及び道路斜線制限についての検討図(制限が掛かる規定に限る。)
- e) その他市長が必要と認める書類

4 申請手続中における申請内容の変更

- (1) 申請後において、その記載内容(承諾を必要とする権利者、開発区域及び指定道路の基準に関するものに限る。)に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を報告すること(様式(参考6))。
- (2) 道路位置指定を受けようとする道路の権利者に変更を生じた場合には、変更後の権利者の承諾を要する(前項の承諾書添付)。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市係員と事前に協議し、必要とする図書を添付すること。

5 完了届

指定道路の築造工事が完了したときは、完了届(細則様式第19号の2)に次の各号に掲げるものを添付し提出すること。

- (1) 竣工写真数枚
- (2) 申請時の記載内容(前項の規定による報告を行った場合はその内容を除く。)に変更がある場合は当該変更内容を記載したもの(様式(参考6))

(3) その他市長が必要と認める書類

6 指定道路の維持管理

- (1) 指定道路管理者は、自らの責任において当該道路を本基準に適合するよう維持管理しなければならない。
- (2) 死亡、廃業その他これらに類する事由により指定道路管理者の変更を要する場合は、新たに指定道路管理者となる者の申し出がない限り、指定道路の土地を所有する者その他法令によりその財産を管理する者を指定道路管理者とみなし、前号の規定を適用する。

7 道路位置指定の取消しの基準

- (1) 指定道路の全部又は一部について、指定の取消しを受けるときは、道路位置指定申請の手続の規定を準用する。ただし、市長が添付又は記載を要しないと認めるものについてはこの限りでない。
- (2) 指定の取消しの制限は、次のとおりとする。
 - ア 法第 43 条第 1 項の規定又は同条第 3 項の規定に基づく条例の規定に抵触する敷地を生ずる場合は、指定の取消しはできない。
 - イ 第 9 項各号に不適合となる取消は原則としてできない。

8 指定の基準

- (1) その目的が開発行為であること。
- (2) 開発区域は、次のとおりとする。
 - ア 規模は、都市計画法（昭和 29 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項に規定する許可を要しないこと
 - イ 建築の用に供する敷地の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、一敷地当たり 100 平方メートル以上とし、その形状は建築に適したものとする
 - ウ 開発区域内又は開発区域内と開発区域外との境界で 0.5 メートル以上の段差が生ずる場合は、当該部分に鉄筋コンクリート造の擁壁を設置すること
- (3) 接続道路は、次のとおりとする。
 - ア 接続道路は、法第 42 条第 1 項各号又は同条第 2 項に規定する道路でなければならない。ただし、都市計画法第 29 条第 1 項の許可を受けた開発行為により築造された道路又は既指定道路を接続道路とする場合は、都市計画法第 36 条第 3 項の規定による公告又は規則第 10 条第 1 項の規定による公告後から 6 ヶ月又は 1 年のうち開発許可担当との協議により決定した期間が経過したもの、法第 42 条第 1 項第 4 号に規定する道路を接続道路とする場合は、当該道路形態が確定したものに限る。
 - イ 接続道路が法第 42 条第 2 項に規定する道の場合は、事前に市長と協議の上、原則として当該道の開発区域側の境界線からみなし道路境界線までの部分を分筆し、地目を公衆用道路に変更しなければならない。
 - ウ 接続道路が既指定道路の場合は、原則として当該既指定道路を含めて本基準に適合しなければならない。
- (4) 前号アの規定による期間が経過するまでは、開発区域に接する当該区域外の開発行為をすることはできない。

9 指定道路の基準

- (1) 指定道路の有効幅員は 4 メートル以上でなければならない。
- (2) 原則として、建築基準関係規定に不適合となる既存建築物が生じない位置に計画しなければならない。
- (3) 指定道路の両端は、直接道路に接続しなければならない。
- (4) 前号の規定にかかわらず、指定道路が袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）となる場合は、次のいずれかに該当するものでなければならない。
 - ア 延長（既存の幅員 6 メートル未満の袋路状道路に接続する場合にあっては、当該袋路状道路が袋路状道路でない道路に接続するまでの部分（転回広場がある場合はその中心線までの部分）の延長を含

む。イ、ウにおいて同じ。)が35メートルを超える場合は、区間距離(既存の幅員6メートル未満の袋路状道路の始点から直近の転回広場の中心までの距離、または一の転回広場の中心から他の転回広場の中心までの距離)が35メートル以下となるように転回広場を設けた場合。この場合において、一の転回広場は第7号イに適合するものを設けること。

イ 延長が35メートル以下の場合で終端に転回広場を設けた場合。

ウ 延長が15メートル以下の場合

エ 幅員(当該道路からの転落を防止するための施設その他市長が通行の安全上やむを得ないと認めて設置する施設の部分については当該幅員の算定に含む。)が6メートル以上の場合

(5) 接続道路と指定道路との間に水路がある場合は、指定道路の延長は水路部分を含むものとする。

(6) 指定道路の敷地は、その他の敷地と区分し、地目を公衆用道路に分筆登記すること。

(7) 転回広場の形状は、次のア又はイの場合は当該ア又はイによらなければならない。

ア 指定道路の中間に設ける場合 参考図1の第1図から第4図のいずれか又は告示に適合するもの

イ 指定道路の終端に設ける場合 参考図1の第5図から第7図のいずれか又は告示に適合するもの

(8) 隅切りの基準は、次のとおりとする。

ア 同一平面で、接続、屈曲または交差する部分の内角が60度を超え120度未満の場合には、角地の隅角を挟む辺の長さが2メートルの二等辺三角形となる隅切りを、内角が60度以下の場合には隅切り部の辺の長さが2メートルの二等辺三角形となる隅切りを設けなければならない。(参考図2第8図)

イ 令第144条の4第1項第2号ただし書の規定により、アの規定による隅切りを当該指定道路の両側に設けることが困難な場合は、片側隅切りとすることができる。この場合の隅切りの形状は参考図2第9図のいずれかによらなければならない。

ウ 接続道路と指定道路の間に水路がある場合は、原則として水路は隅切りに含まないものとする。ただし、これに関する水路管理者との協議が完了している場合は、これを含むことができる。

エ 接続道路に歩道がある場合は、原則として歩道は隅切りに含まないものとする。ただし、これに関する道路管理者との協議が完了している場合は、これを含むことができる。この場合において隅切りの形状は半径2メートルの円弧又は道路管理者の指示・承認する大きさとすることができる。

オ 令第144条の4第1項第2号ただし書の規定により、隅切りを設けなくてもよいと認めるものは、次のいずれかとする。

a) 指定道路が幅員9メートル以上の他の道路に接続する場合

b) 第10号に規定する階段状の部分で他の道と接続する場合その他これと同様に自動車の通行の用に供さない道に接続する場合

c) 市長が周囲の状況によりやむを得ないと認める場合

(9) 指定道路の構造は、次のとおりとする。

ア 指定道路の周囲には、側溝など雨水等を有効に排水できる能力を有する施設を設けること。

イ 横断溝、横断集水溝、集水柵等には、耐荷重14トン以上の振動騒音防止型鋼製グレーチング蓋を設けること。

ウ 舗装はアスファルト舗装等の耐久性のある構造とする。(密粒度アスファルト舗装を原則とする。)

エ 縦断勾配は9%以下を標準とし、最大は原則として12%以下とすること。

オ 横断勾配は2%を標準とする。

カ 道路面に不陸が生じないように、転圧等により強固な地盤とすること。

キ 道路構造物には市章その他市の管理であるとの誤解を生じるおそれのある表示をしてはならない。

(10) 階段状となる部分について、令第144条の4第1項第4号ただし書の規定により、避難及び通行の安全上支障が無いと認める場合は、次のとおりとする。

ア 指定道路の延長は35メートル以下とする。

イ 接続道路に接続する部分は、奥行1.4メートル以上の踏込みを設けるものとする。

ウ 階段状となる部分の構造は次のとおりとする。

a) コンクリート、石等の堅固で耐久性のある材料を使用すること。

b) 階段の蹴上は16センチメートル以下、踏面は28センチメートル以上とすること。

- c) 高さ3メートルを超える場合にあつては、高さ3メートル以内ごとに踏幅1.4メートル以上の踊場を設けること。
 - d) 建築物の敷地からの出入口に接する部分には、踏幅1.4メートル以上の踊場を設けること。
 - e) c)及びd)に規定する踊場は兼用できる。
- (11) 給水設備及び排水設備は、水道事業管理者及び下水道管理者と協議し、事前審査を経たものとする。
 - (12) 指定道路の始端及び終端にはアルミ合金製の表示板（100mm×60mm程度、文字「位置指定道路」刻印のうえ黒エナメルペイント塗り）を設けなければならない。

10 その他

前各項に規定するもの以外の道路、宅地、排水施設及び上水道施設に関する技術的基準については「姫路市開発事業における手続き及び基準に関する条例」に基づき計画すること。

附 則

この取扱い基準は、平成15年4月1日から施行し、施行日以後に道路位置指定の申請のあったものについて運用する。

附 則

- (1) この取扱い基準は、令和元年5月1日から施行し、施行日以後に申請のあったものについて運用する。
- (2) この基準の施行の際、既に申請のあったものについては、なお、従前の例による。

附 則

- (1) この取扱い基準は、令和2年4月1日から施行し、施行日以後に申請のあったものについて運用する。
- (2) この基準の施行の際、既に申請のあったものについては、なお、従前の例による。

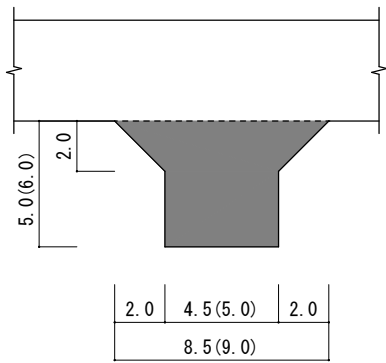
附 則

- (1) この要領及び基準は、令和4年4月1日から施行し、施行日以後に申請のあったものについて運用する。
- (2) この要領及び基準の施行の際、既に申請のあったものについては、なお、従前の例による。

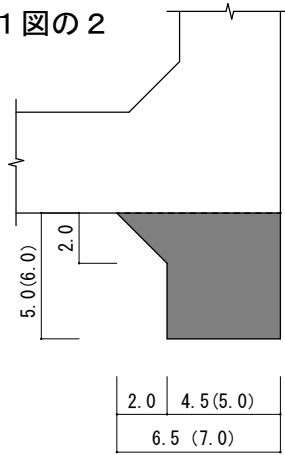
参 考 図 集

1. 転回広場の形状

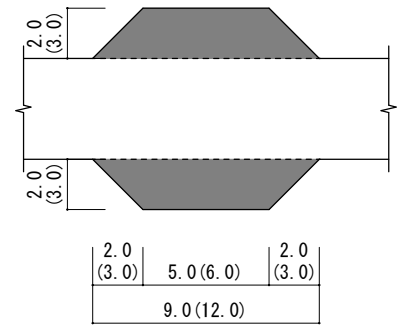
第 1 図



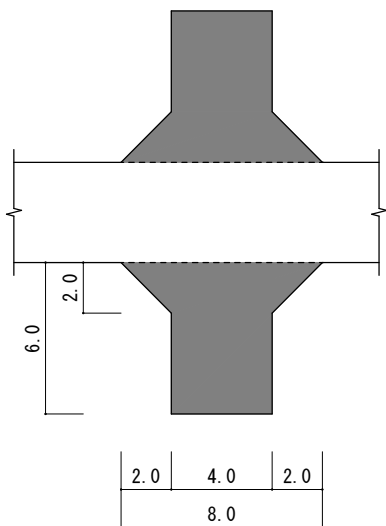
第 1 図の 2



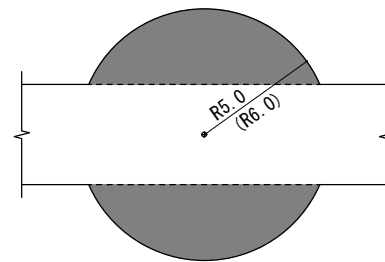
第 2 図



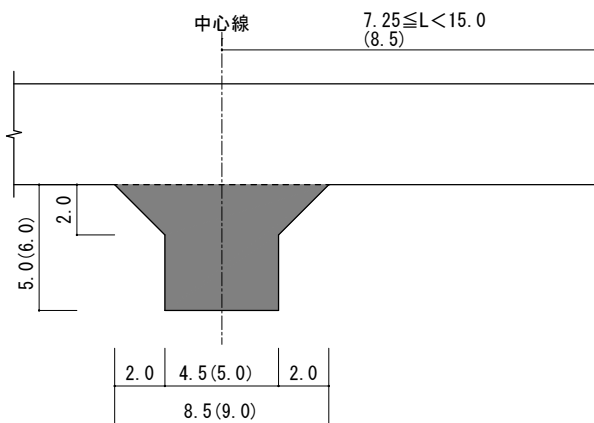
第 3 図



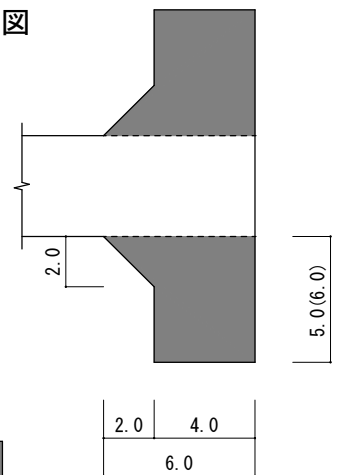
第 4 図



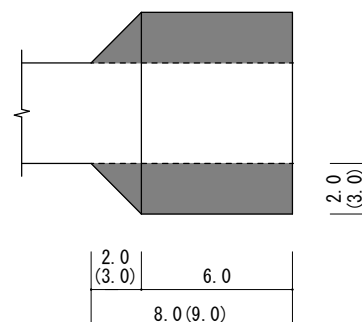
第 5 図



第 6 図



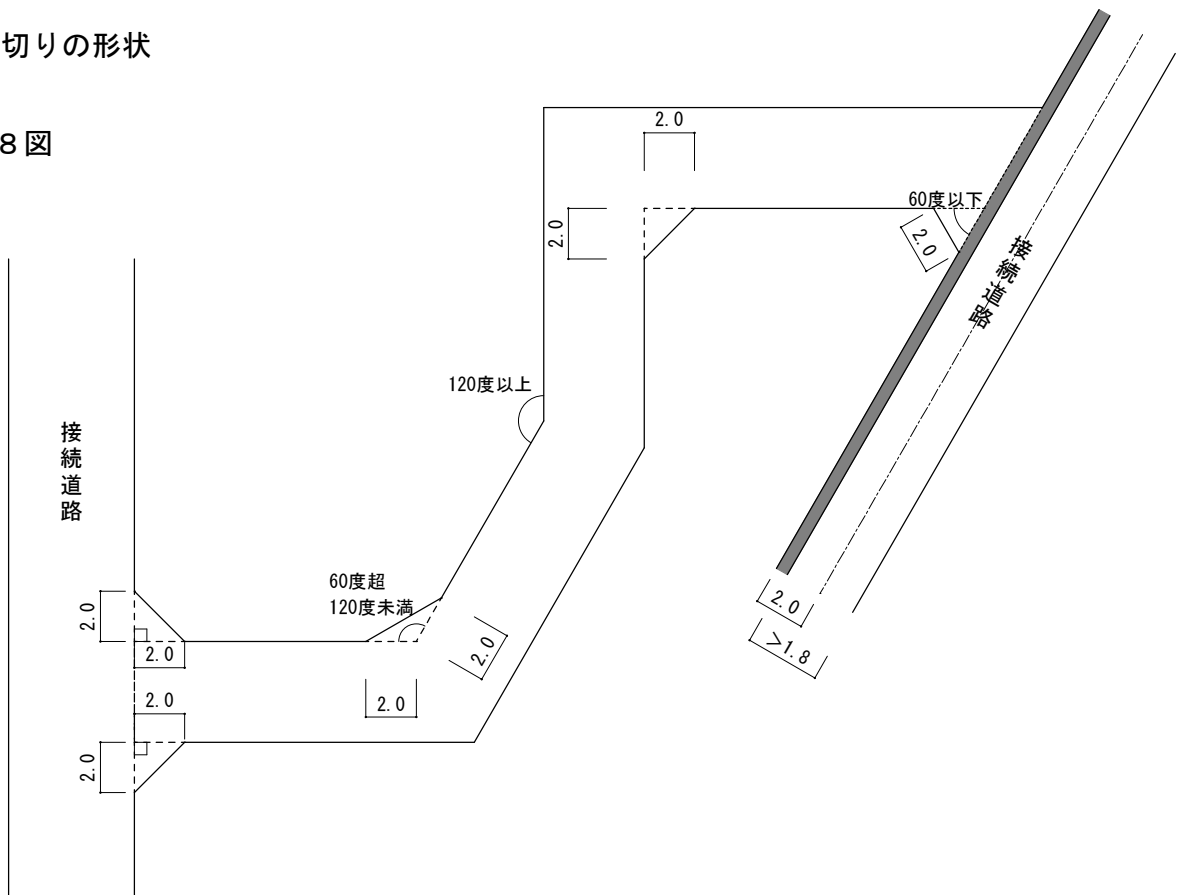
第 7 図



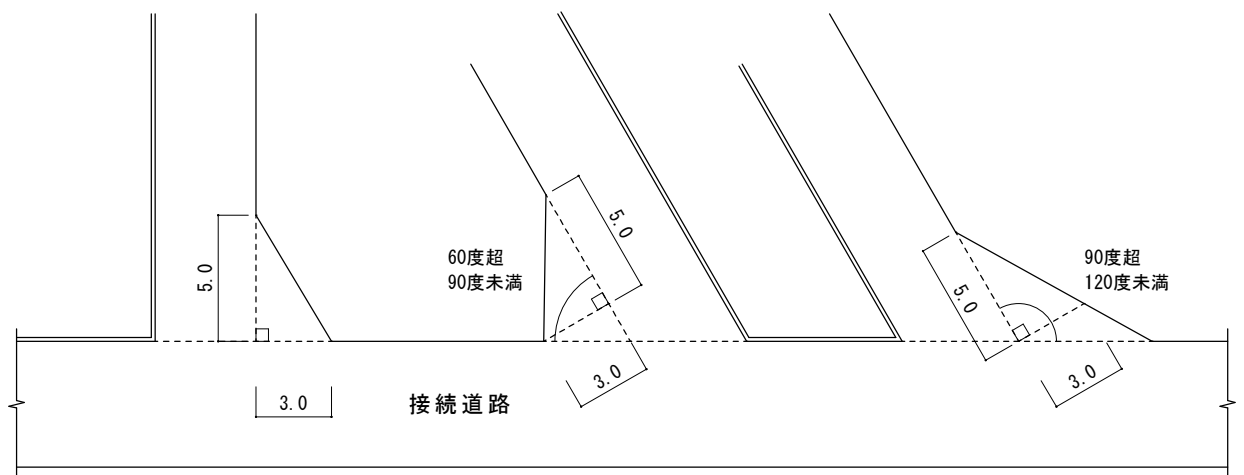
〔注〕数値の単位はメートルで、指定道路の幅員が有効5m未満の場合は括弧内の数値とする。

2. 隅切りの形状

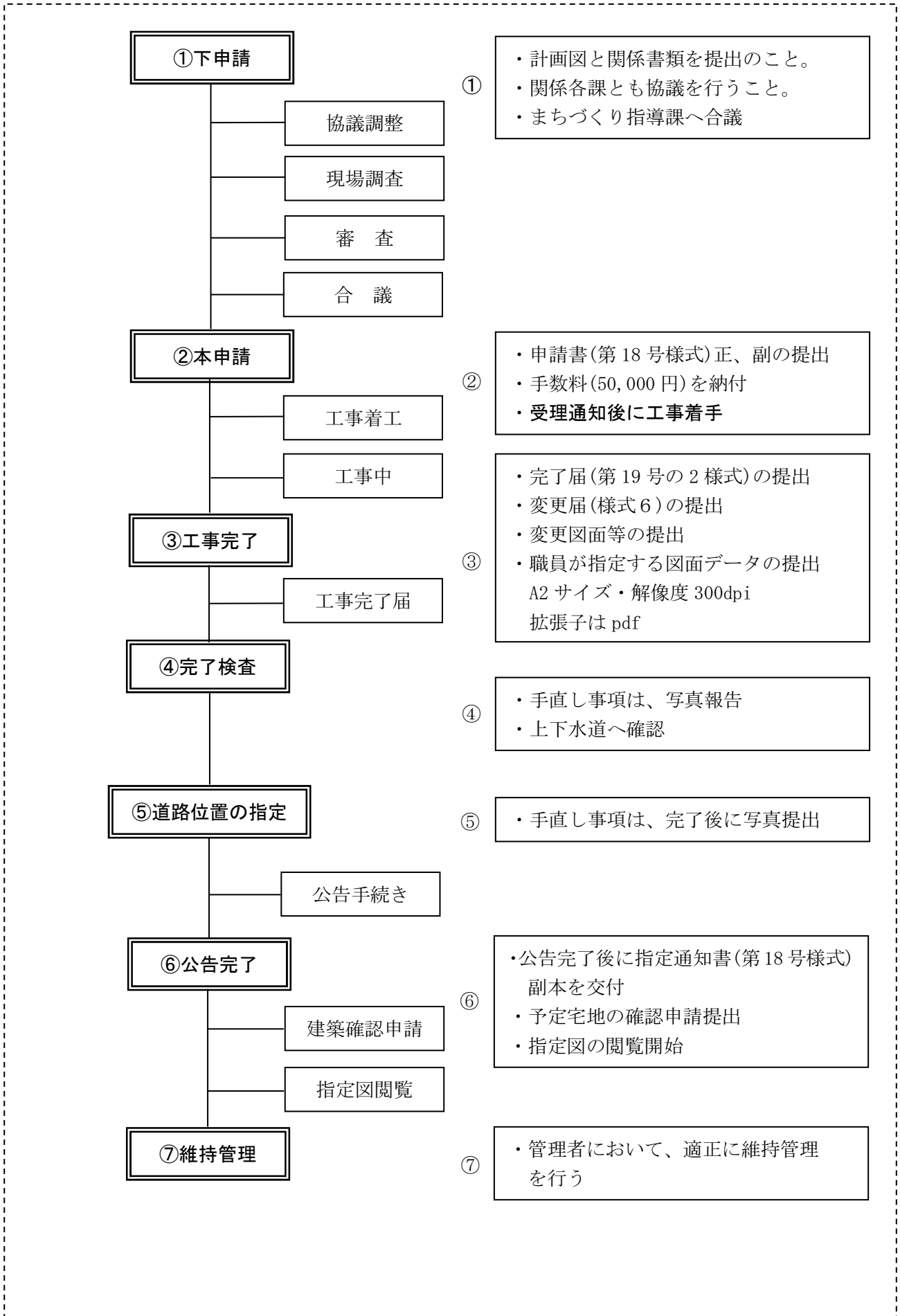
第8図



第9図



(参考1) 道路の位置の指定手続きの流れ



(参考2)

誓 約 書

(宛先) 姫路市長

申請地 姫路市

上記申請地において、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定申請をし、建築物の建築を行う予定です。

予定宅地以外の土地においては、当該道路の位置の指定公告日から(6ヶ月・1年)が経過するまでは、当該道路を利用する建築行為、位置指定道路の延伸及び新たな造成を行わないことを誓約いたします。

年 月 日

申請者

住所 _____

氏名 _____

(参考3)

建築基準法第42条第1項第5号道路の申請に係わる

下 協 議 確 認 書

申請者の住所・氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）	
申請場所	姫路市
代理者の住所・氏名・連絡先	
TEL	

関係課等		電 話	階	協 議 の 内 容	下協議の確認		備 考 欄
所 属	担当者				月 日	印	
まちづくり 指 導 課		221-2540	5	開発行為・宅地造成規 制法等			
上 下 水 道 サ ー ビ ス 課		221-2662	東 別 2	下水道施設			
		221-2734		上水道施設			
道 路 管 理 課		221-2648	6	道路法第24・32条 街路樹等			
文 化 財 課		221-2787	8	埋蔵文化財			
都 市 計 画 課		221-2538	5	都市計画施設等			
道 路 総 務 課		221-2629	6	法定外公共物に関する こと			
産 業 廃 棄 物 対 策 課		221-2418	東 別 3	県不適正処理防止条例 (特定事業)			
		221-2405		廃棄物処理法 (最終処分場跡地)			
河 川 管 理 課		221-2682	東 別 3	河川等占用許可等			

- ※1 下協議が完了したときは、関係課等へ当表を持参し、下協議の確認欄に日付と担当者印をもらってください。
- 2 関係課等が以降の事前協議について不要と判断したときは、下協議の確認欄に日付と担当者印をもらい、備考欄に「協議不要」と記入してもらってください。
- 3 道路位置の指定申請のときに、提出してください。

区域外関係者協議結果報告書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

開発計画について、区域外関係者に説明し、協議した結果を次のとおり報告いたします。

開発計画地の地名地番	
説明・協議場所	
説明・協議日時	
区域外関係者	
説明・協議者	
(説明・協議した内容)	<div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div>
確認欄	<p>上記記載事項は、事実と相違ありません。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">説明・協議者 住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p>

(参考5)

道路の位置の指定申請の受理通知書

令和 年 月 日

申請者

様

申請地

姫路市長
(まちづくり部 建築指導課)
(公印省略)

年 月 日付けで提出のあった道路の位置の指定申請書については、書類審査の結果、指定基準に適合しているので申請書のとおり築造して下さい。

なお、本工事が完了したときは、姫路市建築基準法施行細則第14条第2項の規定により関係書類を添えて様式19号の2の届出を提出して下さい。市は、これにより現場検査等を行い、工事が申請書のとおり完了していると認めたときは、指定しますが認められない場合は、建築基準法上の道路として取り扱いできないので、注意して下さい。

注) 土木工事共通仕様書より抜粋 (令和2年4月 姫路市)

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針等を参考にし、また、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
2. 受注者は、工事個所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
3. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
4. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
5. 受注者は、工事施工にあたり、工事のお知らせ等により、あらかじめ地元自治会、関係農区、水利組合及び地域住民の理解と協力を求め、円滑な施工に努めなければならない。
6. 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
7. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(参考6)

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者 住所

氏名

道路の位置の指定申請内容の変更報告について

建築基準法第42条第1項第5号の規定による、道路の位置の指定申請において、道路工事完了後に下記の内容を変更したいので、報告します。

記

変更項目	変更前	変更後
所有者		
地目・地番		
権利の種類		
団地の面積		
道路の面積		
その他		

○建築基準法(昭和二十五年五月二十四日・法律第二百一号)

(道路の定義)

第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員四メートル(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。

一～四 (略)

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

○建築基準法施行令(昭和二十五年十一月十六日・政令第三百三十八号)

(道に関する基準)

第四百四十四条の四 法第四十二条第一項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合には、袋路状道路(法第四十三条第三項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。)とすることができる。

イ 延長(既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が三十五メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が六メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。)は、角地の隅角を挟む辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分の道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠きよその他の施設を設けたものであること。

○建築基準法施行令の規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準

(昭和45年建設省告示第1837号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四百四十四条の四第一項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 道の中心線からの水平距離が二メートルをこえる区域内において小型四輪自動車(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)別表第一に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。)のうち最大なものが二台以上停車することができるものであること。

二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

○建築基準法施行規則(昭和二十五年十一月十六日・建設省令第四十号)

(道路の位置の指定の申請)

第九条 法第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地(以下この条において「土地」という。)の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第百四十四条の四第一項及び第二項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

(指定道路等の公告及び通知)

第十条 特定行政庁は、法第四十二条第一項第四号若しくは第五号、第二項若しくは第四項又は法第六十八条の七第一項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路(以下この項及び次条において「指定道路」という。)の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

○姫路市建築基準法施行細則(昭和46年4月1日・規則第18号)

(道路の位置の指定の申請等)

第14条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、様式第18号による申請書に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第9条に規定する図書(様式第19号)
 - (2) 道路となる土地及びその土地にある建築物又は工作物の登記事項証明書
 - (3) 承諾書により承諾した者に係る印鑑証明書
 - (4) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項の規定により指定を受けようとする者は、道路の築造工事が完了したときは、様式第19号の2の届出を市長に提出し、その検査を受けなければならない。
- 3 道路の位置の指定の時期は、前項の検査後とする。
- 4 省令第10条の規定による道路の位置の指定の通知は、第1項の申請書の副本の通知欄に所要の記載をしたものによって行う。

(道路の位置の指定の取消しの申請)

第15条 法第42条第1項第5号の規定により指定された道路(法附則第5項の規定により指定があったものとみなされた道路を含む。)の全部又は一部について、指定の取消しを受けようとする者は、前条第1項の例により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請によって道路の位置の指定を取り消した場合においては、その旨を公告し、かつ、当該申請者に通知する。
- 3 前条第4項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

様式第18号(第14条関係)

正本(表面)

正

道路の位置の指定(取消)申請書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定(取消)を受けたいので申請します。 (宛先)姫路市長 年 月 日 申請者氏名								
1	築造主の住所及び氏名	電話() ー 番						
2	代理者の住所及び氏名	電話() ー 番						
3	設計者の住所及び氏名	電話() ー 番						
4	工事施工者の住所及び氏名	建設業者登録()第	号	電話() ー 番				
5	道路管理者の住所及び氏名	電話() ー 番						
6	道路となる土地又は指定を取り消される土地の地名地番							
7	地域・地区							
8	団地の面積	m ²	9	道路の面積	m ²			
10	道路の幅員・幅員別の道路の延長	幅員	m	延長	m			
			m		m			
			m		m			
11	道路に関する基準について承認を得たい事項							
12	工事着手予定年月日	年	月	日	13	工事完了予定年月日	年 月 日	
※	受付欄	※ 処 理 欄					※	指定番号欄
	年 月 日	局 長	部 長	課 長	課長補佐	係 長	担 当	
	第 号						第 号	
	担当						担当	

- [注意] (1) 8欄の団地の面積は道路の面積も含めて記入してください。
 (2) ※印欄は、申請者において記入しないでください。

(裏面)

手数料欄			
現地調査年月日	年 月 日	調査員職氏名	
1 現地調査所見及び注意事項			
2 道路に関する基準について承認を受けようとする場合その状況			
完了報告年月日	年 月 日	完了検査日	年 月 日
検査所見			
調査員職氏名			

[注意] この面は、申請者において記入しないでください。

様式第18号(第14条関係)

副本

副

道路の位置の指定(取消)通知書

※ 指定 通知 欄	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定(取消)をしたので通知します。 指定年月日 年 月 日 指定番号 第 号 様 姫路市長 印		
※ 注意 事項	1 道路管理者は、道路を常に適正に維持管理すること。 2 界標等は移動又は滅失しないように保持すること。 3 工事が完了したときは、完了の日から7日以内に文書で届け出ること。 4 築造主が管理をしないときは、道路管理者を定めること。		
1	築造主の住所及び氏名	電話()	— 番
2	代理者の住所及び氏名	電話()	— 番
3	設計者の住所及び氏名	電話()	— 番
4	工事施工者の住所及び氏名	建設業者登録()第 号 電話()	— 番
5	道路管理者の住所及び氏名	電話()	— 番
6	道路となる土地又は指定を取り消される土地の地名地番		
7	地 域 ・ 地 区		
8	団 地 の 面 積	m ²	9 道 路 の 面 積
10	道路の幅員・幅員別の道路の延長	幅員 m 延長 m m m m m	m ²
11	道路に関する基準について承認を得たい事項		
12	工事着手予定年月日	年 月 日	13 工事完了予定年月日
			年 月 日

- [注意] (1) 8欄の団地の面積は道路の面積も含めて記入してください。
 (2) ※印欄は、申請者において記入しないでください。

様式第19号(第14条関係)

指 定 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日	第	号
公 告 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日	第	号

承 諾 書					
この図面記載のとおり道路の位置の指定・変更・廃止を承諾します。					
年 月 日					
(申請者)					様

道 路 の 幅 員 ・ 幅 員 別 の 道 路 の 延 長	幅員	m	延長	m	道路の面積	m ²

工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
-------------------	-------	-------------------	-------

道 路 管 理 者 住 所 氏 名	電 話 () 一 番
-------------------	-------------

道路となる土地の地名地番	地目	権利の種類	住 所	氏 名	印

備 考	(上記承諾に関する特記事項を記入してください。)
-----	--------------------------

図面作成者の住所及び氏名	
--------------	--

[注意]

- 1 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について該当する権利(所有権借地権等)をそれぞれ記入すること。
- 2 指定道路の延長は、幅員別に記入すること。
- 3 附近見取図、道路地籍図及び標準断面図(横断面勾配のある所は縦断面図)を記載し、方位は一致させること。
- 4 道路地籍図には敷地界及び地番界を明示し、地番号、権利の種類及び氏名を記入すること。
- 5 道路地籍図には申請する道路の位置を朱書きとし、給排水計画及び排水計画を明示すること。
- 6 図面に字限図を記載するとともに、その転写場所、転写年月日及び転写した者の住所・氏名を記入すること。
- 7 本用紙のみで記入できない場合は、同質、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者の印で本用紙と割印して追加すること。
- 8 申請書(正・副)には本用紙(追加紙を含む。)のコピーを添付し、本用紙(原図)は別に申請書と同時に提出すること。

様式第19号の2(第14条関係)

道 路 築 造 工 事 完 了 届

姫路市建築基準法施行細則第14条第2項の規定により、道路築造工事の完了を届け出ます。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> (宛先)姫路市長 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 築造主 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話() — 番 </div>				
築 造 完 了 年 月 日	年 月 日			
築 造 場 所				
工 事 施 工 者 の 氏 名				
備 考				
※ 検 査 欄	完了報告年月日	年 月 日	完了検査日	年 月 日
	検査所見 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">検査員職氏名</div>			
※ 決 裁 欄	上記申請について検査の結果、申請書のとおり完了しているので、道路の位置の指定をしてよろしいか。			
		課 長	課長補佐	係 長

[注意] ※印欄は、申請者において記入しないでください。